

# 岐阜清流病院訪問看護ステーション

## 重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護)

訪問看護サービスの提供開始に当たり、岐阜市条例に基づき、説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会医療法人清光会
事業者の所在地	岐阜県瑞穂市重里 1996
代表者名	理事長 名和 隆英
電話番号	058-328-3387

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	岐阜清流病院訪問看護ステーション
事業所の所在地	岐阜市川部 3 丁目 25 番地
電話番号	058-239-8507
指定事業所番号	2160190852
管理者	水谷 久美子
サービスの提供地域	岐阜市、本巣市(金原、根尾を除く)、瑞穂市、本巣郡北方町

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医が必要と認めた要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適切な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、関係市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持・回復を図り、可能な限り自立した在宅療養が継続できるように総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし土曜日午後、国民の祝日、年末年始(12月30日午後から1月3日まで)を除きます。
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00      土曜日 8:30～12:30

## 5. 職員体制

看護師	常勤	4名(内兼務 0名)、 非常勤 1名
理学療法士	常勤兼務	1名
作業療法士	常勤兼務	3名
言語聴覚士	常勤兼務	1名

## 6. サービスの提供

- (1) 訪問看護の開始に際しては主治医から訪問看護指示書(有料)を作成していただきます。
- (2) 利用者の希望および生活状況を踏まえ、主治医の指示やケアプランに基づき、利用日時や看護・リハビリの内容を相談の上決定します。
- (3) 指示書を発行した主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- (4) 主治医や介護支援専門員、関係医療機関等と相互に連携します。
- (5) 居宅介護サービス計画を作成した介護支援専門員に対し、看護計画及び評価を報告します。
- (6) 看取り期には、本人と家族との十分な話し合いや他の介護関係者との連携を行い、本人の意思決定を基本に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿って行います。

(7) 訪問看護の内容は次のとおりです。

- ①病状・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持援助
- ③栄養および排泄等日常生活の援助
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤ターミナルケア
- ⑥認知症状に対する生活・精神援助
- ⑦療養生活や介護方法の相談・助言
- ⑧内服薬の管理
- ⑨カテーテルの管理等医師の指示による医療処置
- ⑩医療機器の管理（在宅酸素・人工呼吸器）
- ⑪リハビリテーション

※訪問看護のリハビリテーションは、看護師の代わりに理学療法士等が行うものです。

## 7. 利用料金

別紙参照ください。

## 8. キャンセル料

サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡ください。当日のキャンセルは、下記の通りキャンセル料をいただきますので、ご了承ください。

当日のキャンセル	利用料自己負担分の100%
----------	---------------

※ただし、病状の急変や入院等の場合は、キャンセル料は不要です。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### 被保険者証等の確認

初回訪問時、毎月1回及び変更時に被保険者証等の確認をさせていただきます。

居宅同意型のオンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得する事で健康・医療データに基づいた質の高い医療を提供します。

## 10. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について事業所職員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の防止策を講じるとともに、市町村へ報告します。

## 11. 身体拘束の防止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間について説明し同意を得たうえで、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由や対応及び時間など必要な事項を記録します。

## 12. 業務継続計画の策定

感染症や自然災害が発生した場合でも、看護師等の安全を確保しつつ利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、業務継続計画を策定し、指針の整備、研修の実施、訓練、職員への周知、定期的な見直しを行います。

## 13. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を講じます。

## 14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び関係者に連絡し、必要な措置を講じます。また、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

## 15. 苦情申立窓口

岐阜清流病院 訪問看護ステーション 管理者	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～午後0時30分 (日祝日、12月30日pm～1月3日を除く) 電話 058-239-8507 FAX058-239-8509 岐阜市川部3丁目25番地
-----------------------------	---

### その他

岐阜市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前8時45分～午後5時30分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 電話 058-265-4141 FAX058-267-6015 岐阜市司町40番地1
国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 電話 058-275-9826 FAX058-275-7635 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
もとす広域連合 介護保険課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く) 電話 058-320-2266 FAX058-320-2265 本巣市下真桑1000番地
岐阜県社会福祉協議会 福祉サービス運営 適正化委員会	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 (土日祝日、年末年始は除く) 電話 058-278-5136 FAX058-278-5137 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館6F